

青森県教育委員会第881回定例会会議録

1 期 日 令和4年6月1日（水）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後1時38分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

議案第1号 令和5年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について・・・原案決定

議案第2号 令和5年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

・・原案決定

議案第3号 令和5年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について

・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

和嶋延寿（教育長）、野澤正樹、杉澤廉晴、平間恵美、戸塚 学、新藤幸子

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

小坂教育次長、吉田教育次長、白戸教育政策課長、高橋学校教育課長、吉川教職員課長

・会議録署名委員

杉澤委員、新藤委員

・書記

西野数馬、小路口晶子

7 議 事

議案第 1 号 令和 5 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

(高橋学校教育課長)

青森県立中学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和 5 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針については、

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。
- 3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

とし、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 1 号は原案のとおり決定する。

議案第 2 号 令和 5 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

(高橋学校教育課長)

青森県立高等学校の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和 5 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針については、

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1 人、1 校 1 学科（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第 2 志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
 - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。

など、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第 2 号は原案のとおり決定する。

議案第3号 令和5年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について

(高橋学校教育課長)

青森県立特別支援学校高等部の入学者選抜は、毎年度、教育委員会で定める基本方針に基づいて適正に実施されるよう努めてきたところである。

今回御審議いただく令和5年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針については、

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
 - (3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。

など、昨年度の基本方針を踏襲している。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号は原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。